

○議長（尾尻康二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において森若
徹議員、渡辺年範議員を指名します。

○議長（尾尻康二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定しまし
た。

○議長（尾尻康二君） 日程第3、議案第54号大崎上島町教育委員会教育長の任命につ
き同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第54号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求
めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、恵良隆久氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

恵良氏は、昭和56年3月に大学を卒業後、民間会社等の勤務を経て、昭和62年4月
から大崎中学校など2校で教諭として、平成20年4月から中学校の教頭として3校で8
年、そして平成28年4月からは小学校長として3年間務められ、平成31年3月末をも
って退職をし、退職後は人権擁護委員等として活躍をされております。また、生涯学習の
面におかれましては、楽器等を演奏されて活躍をされておると聞いております。経歴から
もご理解いただけますように、義務教育のみならず生涯学習等、町の教育行政にも精通さ
れており、教育長として幅広い視野で本町の教育行政をリードしていただける人材である
と考えております。

なお、教育長の任命に当たっては、人格が高潔で教育行政に関し識見を有するものう
ちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされており、任期は3年でご
ざいます。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお
願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の討論を許します。次に、本案に賛成の方の討論を許します。お願いします。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 私は、このたびの教育長の任命には同意しません。

少し長くなるかもしれませんが、その理由として、前教育長のときは本会議15分ぐらい前に議員控室に町長さんと来られ、その場で町長さんより、この方、西田さんを教育長と任命したので同意してほしいと言われ、その場で西田さんのプロフィールが印刷された用紙を頂きました。何の情報もない中で、反対する理由もなく同意をしましたが、結果的には島の教育長には適任でなく退職されました。

このたび、新しく任命された教育長の名前を聞いてまずびっくり驚き、この方については前の西田さんのときと違い同じ地域の方でありますから、いろいろな情報が他地区の議員さんよりも多く私の手元にあります。自分一人では判断できかねるので、私の知り合いの東野地区のあまたの方の意見を聞きたいと思い、この方の名前を出して相談したところ、たまたまかかもしれませんが皆さん一様に驚き、次に何でとのことでした。まだその後いろいろな意見がありましたので、実は彼は今人権擁護委員であると説明しますと、またびっくり。同意を得たときには教育長と人権擁護委員を兼務するのか、同意が得られない場合は人権擁護委員で残るのかと言われ、その説明は受けていないと言うと、もうこの案件についてはおまえに一任すると言われましたので、あまたの方が疑問を持つ以上、私の判断でこの教育長の任命については同意しません。

ただ、私のこの判断を他の議員さんに押しつけ、賛同を得ようとも思っていない。おのおの各議員さんが同意、不同意の重たい責任を持って判断をすればいいと思っています。前回の失敗を繰り返したくないからです。

終わります。

○議長（尾尻康二君） 次に、本件に賛成の方の討論を許します。

ございませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君）では、賛成の討論をさせていただきます。

現在、教育長が不在でありまして、教育委員会は昨年度から様々課題を抱えております。それらを適切に対処していくこと、また教育長、教育行政のトップの不在という事態が招くもの、それは一番は学校に通う子供たちが不幸であることだろうと思います。よって、速やかなる教育長の選任を求め、私は賛成をいたします。

○議長（尾尻康二君）次に、本案に反対の方の討論を許します。

ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君）討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第54号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（尾尻康二君）起立多数であります。したがって、議案第54号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定しました。

○議長（尾尻康二君）日程第4、議案第55号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君）議案第55号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ4,619万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,186万5,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る町の経済活性化及び町民の経済的支援のための町単独施策として大崎上島町プレミアム付商品券事業及び防災行政放

送設備の移設に要する経費について所要の補正を行うもので、財源はその全額を財政調整基金繰入金により賄うこととしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 款項目のところでたった2つか3つしかないんで、そこんところは省いてください。

○議長（尾尻康二君） はい。

○5番（信谷俊樹君） うちに6月25日に招集文書が届いたんですけど、内容について審議を全然してないので、また一般会計予算は政策費の支出見積であると、そしてまた議会は行政のチェック機関だと考えておるので、全然審議も何もしてないけどこういう短い時間で内容のこの説明があつてからすぐ賛成せいでいいというでも。中身について、例えば前回の政策反省と、年寄りの人がお金を買うたけど使わなかった、そういうこの政策の内容とか、これは委員会、議員として恥ずかしいと思うので、特にこういうふうな問題については1億円以上のお金がかかっていることについて、委員会で何かそういう審議、協議をすべきじゃないかと思うんですけども。そしてまた、内容の審議不足、議会、委員会の軽視につながるんじゃないかと危惧しておるので、私の意見はそれについて担当の地域経営課長に聞いてもしょうがないんで、町長さんお答えをお願いします。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 信谷議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、補正予算を計上させていただくに当たり、昨年度の実施した事業の総括をせずに今回やられているということでございますが、そちらにつきましてはこれまでの委員会等を通して説明させていただいてると思っております。そして、今回の補正予算の内容につきましては、先ほどの全員協議会で説明させていただいてると思っております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 先ほどの全協で説明したと。全協は、共通課題とか条例案のとか、そういう町民のいろんな悩みとかそういう共通話題の中の分をやるのが全協であって、あそこで審議するところじゃないですよ、全協は、それは。ましてや、これだけの大きな金額を出すんじゃないら事前にある程度文章とかこういうふうにしますという、そういう内容を出すべきじゃと思うんですけど。これで審議して全協でやりましたって、全協で何を、全協の目的が違うでしょうが、第一。委員会は、別に委員会じゃなくてもいいですけども、そういうとをちゃんと、1億円以上のお金を使うんだったら、それはある程度審議をしとかんと。何かあったときにはどうするんですか。行き当たりばったりみたいな政策、特に議会は行政のチェックをするところなので、そこんところをもう一度考慮してやるべきだと思いますけども、どういうふうに考えてるのか教えてください。

○議長（尾尻康二君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 今後は、できる限り丁寧な説明に努めさせていただきます。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 次のときはこういうことについてはちゃんと慎重に対応するという事なので、私はこの分については意見を言ったんで、もう聞きません。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 質問ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第55号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり決定されました。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和3年第4回大崎上島町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員